

介護保険制度のお知らせ

65歳以上の方(第1号被保険者)の介護保険料

第1号被保険者の保険料は、3年ごとに策定する介護保険事業計画に基づき改定されます。令和3年度の保険料は、第8

期事業計画(3～5年度)の策定に合わせ、介護保険サービスの利用見込み量などを基に見直しました。

詳しくは、介護保険料納入(決定)通知書に同封の案内、または、市ホームページをご覧ください。

保険料の納入(決定)通知書を7月中旬までに送付

保険料を納付書で納付する方には、納入通知書を送付します。7月分(第1期)の納期限は8月2日(月)です。

□座振替で納付する方、年金受給額から差し引かれる方(年額18万円以上の年金受給者)には、決定通知書を送付します。

なお、これらは70歳以上の方が東京都シルバーパスを購入する際の必要書類として使用できません。再発行はできませんので、

大切に保管してください。

保険料の減免

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少するなどした場合、免除または減額をする制度があります。詳しくは、4ページをご覧ください。

また、次のいずれかに該当する方にも減免などの制度があります。申請方法など詳しくは、問い合わせください。

*震災・風水害・火災などで、住宅や家財などの財産に著しい損害を受けた

*生計維持者の死亡や長期間の入院など、やむをえない理由で収入が著しく減少した

*事業や業務の休廃止、失業、天候不順による農作物の不作などの理由で、生計維持者の収入が著しく減少した

保険料を納めずにいると

介護サービス利用料の自己負担割合は通常1割～3割で、残額が介護保険から給付されますが、保険料を滞納すると次のと

おり制限されます。

①1年以上の滞納⇨介護サービス利用料が全額自己負担となる。申請することで保険給付分が払い戻される

②1年6か月以上の滞納⇨①と同様に制限。ただし、払い戻される分から、滞納している保険料が差し引かれる

③2年以上の滞納⇨介護サービス利用料の自己負担割合が一定期間3割(自己負担が3割の方は4割)となるほか、高額介護サービスなどが受けられなくなる

介護保険負担割合証を送付

要介護認定、及び、要支援認定を受けている方を対象に、介護サービス利用料の自己負担割合を示す証明書を、7月中旬に送付します。

介護サービスを利用するときには、介護保険証と一緒に提示してください。なお、有効期間は、8月1日～令和4年7月31日です。

☆詳しくは、保険料については介護福祉課保険料担当、介護保険負担割合証については介護保険係へ。

中神土地区画整理事業区域内道路等検討委員会の市民委員を募集

令和3年度末を目標に事業手法の変更に向けた代替計画を策定するため、長期化した事業区域内の道路整備などについて検討する市民委員を募集します。

他の審議会・委員会などの委員は応募できません。

◇対象 次のいずれかに該当する方

*第二工区の北・西ブロック、第三工区内の土地の所有権または借地権がある

*20歳以上で第二工区の北・西ブロック、第三工区内に住所がある

◇定員

*第二工区の北・西ブロック=各7人(多数選考)

*第三工区=9人(多数選考)

◇任期 8月1日～令和4年3月(予定)

◇応募 応募用紙(中神土地区画整理事務所、市役所都市計画係にあり/市ホームページからダウンロードも可)に必要事項と、応募の動機または事業区域内の道路などについて感じていることを記入し、7月9日(必着)までに〒196-0022中神町1136-16 区

画整理課へ

☆詳しくは、区画整理課(中神土地区画整理事務所内)

☎545-4100へ。

